

環境クリーンセンター等長期包括的運営管理委託事業 第2次審査募集要項等に関する質問回答の公表について

環境クリーンセンター等長期包括的運営管理委託事業の第2次審査募集要項等に関する質問に対する回答を、下記により公表いたします。

江別市生活環境部環境室 平成19年2月22日

NO	資料名	頁	項目	質問・意見等	回答
1	要求水準書	1	第1章、1.(4) 事業内容	「特定品リスト」に示された各物品の予想交換頻度をご教示願います。	別紙9を参照願います。
2	要求水準書	1	第1総則 1 計画概要 (4)	「…、施工者の協力を求めることが出来るものとする。」とございますが、「施工者の協力」における、協力の範囲等を具体的にご教示願います。	機器等の整備作業方法についての協議を行うこと、機器等の部品及び整備作業に関する見積書の提示を受けることができること等です。
3	要求水準書	1	第1総則 1 計画概要 (4)	特定品は予め規定されている単価の採用を参加各社同一の条件として頂きますようお願いいたします。	江別市として納入単価等を調整する考えはありません。
4	要求水準書	3	表内 その他 関連設備等 井戸設備	現在の井戸設備の能力は現在の能力を維持するものという考えでよろしいでしょうか。ご教示願います。	貴見のとおりと考えております。
5	要求水準書	5	(6)官公庁等への申請	「なお、運営・維持管理に係る申請等に関しては…」の申請内容についてご教示願います。	別紙1を参照願います。
6	要求水準書	5	2 一般事項 (6)官公庁等への申請等	「なお、運営・維持管理に係る申請等に関しては、事業者の責任と負担により行うこと。」とありますが、「江別市殿が行う本件施設の運営・維持管理に係る官公庁等への申請等」との違いは具体的に何かご教示願います。	申請を「設置者」が行わなければならないと法令等で規定されているものについては、江別市が申請等を行います。ただし、そのような申請に必要な測定値等のデータ提供及び分析値等の解析作業は、事業者が委託業務の範囲内として行ったうえで、江別市に提供する義務があるものと考えています。
7	要求水準書	5	第12.一般事項 (5)他市町等の公害防止協定等	「事業者は、札幌市との…協定、当別町との…公害防止協定、八幡地域振興検討委員会及び八幡自治会との覚書を遵守すること。」になっていますが、この協定、覚書に基づいて実施するダイオキシン等の環境測定、あるいは、その他の実施項目等の実施主体及び費用負担者をご教示願います。	別紙2を参照願います。
8	要求水準書	6	(11) 基本性能	「基本性能」の定義について具体的に教示願います。	施設の処理能力及び達成すべき環境負荷数値等が確保されている状態に施設があることです。

第2次審査募集要項等に関する質問回答

NO	資料名	頁	項目	質問・意見等	回答
9	要求水準書	6	(8) 周辺での事業等への協力	「江別市及び関係団体が行う事業等」とは具体的にどのような事業でしょうか。ご教示願います。	周辺の環境美化活動(ごみ拾い等)や、地域振興事業等です。
10	要求水準書	6	2 一般事項 (9) 江別市等の検査等	「事業者は、江別市等が・・・立入検査等を実施する時は、事業者は、これに全面的に協力し・・・」とありますが、立入検査等の頻度はどの程度でしょうか。ご教示願います。	江別市が行う立ち入り検査については、原則抜き打ちですので、事前に事業者に対し、立ち入りスケジュールを示す考えはありません。また監督官庁等の立ち入り検査についても、法令で定められる以外の臨時検査も考えられることから、頻度の想定は出来ません。
11	要求水準書	11	表 1.2.12 振動基準	夜間 AM8:00～PM7:00 と記載されていますが、夜間 PM7:00～AM8:00 の誤りではないでしょうか。ご教示願います。	實見のとおりです。申し訳ございませんでした。
12	要求水準書	12	第1 総則 2 一般事項 (14) 用役条件 (ア) 給排水	「井水を使用する」とあるが、井水の枯渇や水質変化等によって使用が出来なくなった場合の責任所掌及び費用負担につきましてご教示願います。	そのような事態になった場合は原則として江別市の責任及びリスクにおいて対応策を講じることとなります。ただし井水の使用不能原因が、事業者の管理方法に起因するものと認められる場合はこの限りではありません。
13	要求水準書	12	第1 総則 2 一般事項 (14) 用役条件 (ア) 給排水	井水が枯渇した場合の水道水の使用限量をご教示願います。	別紙 10 を参照願います。
14	要求水準書	12	第1 総則 2 一般事項 (14) 用役条件 (イ) 電気	事業者の責に帰さない理由により電力の供給がなされなかった時の保証及び発生費用の取扱いにつきましてご教示願います。	天災等によらない場合は通常管理リスクとして、事業者のリスクとなりますが、電力事業者(北海道電力)との協議が当然に必要なものと考えています。原則的には電力事業者との交渉についても事業者の責任において行っていただきます。
15	要求水準書	13	2 一般事項 (15) 車両・重機等	「当該車両・重機を使用する場合、江別市は無償で業者に貸与」とありますが、貸与ということは返却することも可能ということでしょうか。ご教示願います。	貸与開始後に返却する場合は、江別市との事前協議が必要になりますが、返却することを妨げるものではありません。
16	要求水準書	13	第1 2. 一般事項 (15) 車両・重機等	江別市所有の車両・重機が4機種示されていますが、これらの維持管理に要した費用における最近の実績があればご教示願います。(重量税、自賠責保険費用、燃料費、車検費用、検査・点検・整備費用など)また、取得後10年以上経過した車両・重機もありますが、今後の耐用年数等の目処が推察できれば併せてご教示願います。	自動車税は免除です。(市有のため)重量税・自賠責保険は事業者負担はありません。(江別市負担のため)任意保険については、市が現在加入している保険は自治体等のみが加入できる保険であり、民間保険と料金体系が異なり、事業費算定上参考とはならないものとするため、お答えしません。車種を明示しており、事業者側で調査のうえ提案費用の算定根拠としてください。修理実績等については、別紙3及び3の2を参照願います。

第2次審査募集要項等に関する質問回答

NO	資料名	頁	項目	質問・意見等	回答
17	要求水準書	13	第1総則 2 一般事項 (15)車両・重機等	「江別市が所有する車両・重機については、事業者が要否について判断し江別市と協議すること」とありますが、協議はいつ行えるのでしょうか、それとも提案書にて明記することでよろしいでしょうか。ご教示願います。	提案書で明記してください。江別市有の車両を使うか使わないかの判断も含めての事業提案と考えています。
18	要求水準書	14	2 一般事項 -16	「災害発生時等の廃棄物の処理」について貴市と近隣市町村とで締結している協定書等がありましたら、閲覧に供して頂きますようお願いいたします。	現在のところございません。
19	要求水準書	14	第1総則 2 一般事項 (16)災害発生時等の廃棄物の処理	「その処理・処分」と定められておりますが、要した費用は貴市の負担と考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	原則江別市負担と考えております。
20	要求水準書	14	第1総則 3 運営・維持管理条件 (1)運営・維持管理	「キ その他江別市の指示するもの」とありますが、具体的にご教示願います。	運転管理マニュアル、安全管理体制マニュアル、維持管理計画、緊急対応マニュアル等です。
21	要求水準書	15	第1総則 3 運営・維持管理条件 (4)契約金額の変更	法改正変更、不可抗力など事業者の責によらず、やむ終えず事業内容を変更せざるを得なくなった場合には契約金額の変更があるものと考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	可能性はありますが、事業内容の変更が契約金額の変更に直ちに結びつくものではないことにご留意ください。
22	要求水準書	17	2 労働安全衛生・作業環境管理体制 (1)工	「法改正等により作業環境管理基準を変更する場合は、江別市と協議すること」とありますが、協議の結果変更することになり、このことで業務委託費に影響(増減)が生じた場合のリスク負担者は貴市と考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	第1次質問の回答でも申し上げましたが、契約額減額方向でリスクを負うのは結果的に事業者側ということになることにご留意ください。
23	要求水準書	18	3 防火管理体制 (4)	「ごみピットについては、入念な防火管理を行うこと」とありますが、貴市が考える「入念な防火管理」の定義を参考までにご教示願います。	江別市の定義うんぬん以前の問題ではないでしょうか。他の施設等においてもごみピットにおける火災防止はなにより重要視される事項であり、このようなことが具体的に提案できることが事業者としての能力証明となるものと考えております。
24	要求水準書	18	5 施設警備・防犯体制	「(1)事業者は、本件施設等の警備・防犯体制を整備すること。」とありますが、現状の体制をご教示願います。	現状では、24時間運用施設であり機械警備等の実績はありませんが、施錠の確認励行や中央操作室への入退室監視を行っています。施設を管理運営するうえでの事業者としての警備・防犯体制の提案をお願いします。

第2次審査募集要項等に関する質問回答

NO	資料名	頁	項目	質問・意見等	回答
25	要求水準書	18	5 施設警備・防犯体制-4	「事業者は、必要に応じて来訪者の対応を行うこと」について、想定される来訪者の具体例をご教示願います。また、貴市で現在までに対応された来訪者のジャンル・来訪時間帯の統計(傾向)を併せてご教示願います。	別紙4をご参照ください。
26	要求水準書	18	第26.見学者対応	「事業者は、施設見学者の案内、説明等の対応を行うこと。」となっていますが、平成17・18年度の見学回数及び人数等の実績をご教示願います。また、見学で配付するパンフレット等は、江別市殿で準備頂けるものと考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	別紙4をご参照ください。 お尋ねのパンフレット等の資料関係は江別市が準備いたしますので、事業者が作成する必要はありません。
27	要求水準書	19	10 本件施設への江別市職員の常駐	事業者へのモニタリングの具体例をご教示願います。(業務状況の定期巡回チェック等)	事業実施にかかるすべての事項がモニタリングの対象です。また具体的なモニタリング手法は現在検討中ですが、モニタリングの手法・時期・事項に関しすべてを事業者側の事前了解のもとに行うということは想定していません。(抜き打ち的な検査等があり得るということです。)
28	要求水準書	19	10 本件施設への江別市職員の常駐	「常駐する人数は若干名を予定しており、常駐場所は環境クリーンセンター内とする。」とありますが、具体的にお決まりでしたらご教示願います。	現在検討中です。いずれにせよ、当該事項は江別市が自らの判断で決定するものであり、事業者の提案内容に影響を及ぼすものではないと考えています。
29	要求水準書	19	9 調査票の回答	アンケート等の調査依頼の年間到来件数を参考までに教示願います。	H17年度実績としては、20件です。
30	要求水準書	20	1 受入管理共通事項(焼却施設・破碎施設)(4)残さの搬出	「事業者は、破碎施設より発生する残渣を、江別市の指示する所へ搬出運搬すること。」とありますが、焼却施設により発生する残渣も該当しますでしょうか。ご教示願います。	該当します。
31	要求水準書	20	1 受入管理共通事項(焼却施設・破碎施設)(1)カ	「事業者は、搬入ごみの荷降ろし時に適切な指示及び補助を行うこと。」となっておりますが、「補助」とは直接ごみの荷降ろしは含まないものと解釈してよろしいでしょうか。ご教示願います。	市民等が直接搬入し、粗大物などの荷降ろし等に支障が出た場合は、直接補助行為を行う場合があります。
32	要求水準書	20	第3 運転管理業務 1 受入管理共通事項(焼却施設・破碎施設)(1)受入管理、工	「段ボール等に入れられたもの…」を当施設に搬入するのは「自己搬入車両」のみと考えてよろしいでしょうか。それとも許可業者のパッカー車でも搬入されるのでしょうか。ご教示願います。	実態として、許可業者の車両においてもそのような形態で搬入される場合があります。

第2次審査募集要項等に関する質問回答

NO	資料名	頁	項目	質問・意見等	回答
33	要求水準書	20	第3 運転管理業務 1 受入管理共通事項(焼却施設・破碎施設) (1)受入管理、工	「資源化が可能なものについては資源化を行うこと」とありますが、可能であることの判断は事業者側の裁量で実施するとの解釈でよろしいでしょうか。ご教示願います。	基本的な品目については、あらかじめ江別市が指示します。その他の品目において事業者の判断になる部分がありますが、個々の事例については、その都度協議等が必要になる場合も想定しています。
34	要求水準書	20	第3 運転管理業務 1 受入管理共通事項(焼却施設・破碎施設) (1)受入管理、オ	「・・・処理不適物があった場合は、搬入者に持ち帰りさせること。」とありますが、例えば事業者側で処理不適物持込者に対し、持ち帰りを指示しても、それに従わない場合、貴市にその旨連絡の上、貴市からも指示していただくことは可能でしょうか。ご教示願います。	そのような事態が極力生じないように、搬入者への説得マニュアル等の工夫を行うことをまず提案すべきではないでしょうか。指導困難ケースに対しては、江別市職員が直接指導を行う場合もあり得ます。
35	要求水準書	20	第3 運転管理業務 1 受入管理共通事項(焼却施設・破碎施設) (1)受入管理、キ	貴市にて当施設竣工後から現在に至るまで、実施された展開検査の回数を参考までにご教示願います。また、その結果も併せてご教示願います。(処理不適物の有無、処理不適物の種類、展開検査後の処理不適物発見件数の増減等)	展開検査は以下のとおり実施しています。不適物は減少しました。 1)H17年8月30日 2)H17年9月14日 その他については別紙5及び別紙11をご参照ください。
36	要求水準書	20	第3 運転管理業務1 受入管理共通事項	江別市として搬入業者に対する指導及び啓蒙活動をして頂けるものと考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	江別市の廃棄物行政全般の問題として、当然行います。
37	要求水準書	20	第3 運転管理業務1 受入管理共通事項 (4)残さの搬出	「江別市の指示する所へ搬出運搬すること」とありますが、運搬先が変更になる可能性はありますでしょうか。また、変更になった場合に発生する費用の負担はご協議頂けるものと考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	変更の可能性はありますが、想定される変更場所は、一連施設の敷地内であり、費用変更を伴うことは想定していません。
38	要求水準書	20	第3 運転管理業務2 運転管理共通事項 (2)運転計画の作成	「ウ 変更が生じる場合」とありますが、想定外の変更によって発生する費用は契約金額変更対象になりますでしょうか。ご教示願います。	運転管理・維持管理に関する運営費の上昇リスクについては、リスク分担表にお示したとおり、江別市の責による運営費の増大以外は、事業者の責となり金額変更の予定はありません。なお、「想定外」という定義自体が不明確ですが、不可抗力という意味であれば、ケースによりますが、江別市が主負担、事業者が一部負担ということも考えられます。
39	要求水準書	20	第3章、1.(1)オ	「事業者は・・・、搬入者に持ち帰りさせること。」とありますが、搬入者に対する江別市殿から事業者への権限委譲範囲をご教示願います。	権限の委譲という概念をどうお考えになっているのかが不明ですが、許認可・指導権限を本業務によって事業者に委譲することはあり得ません。あくまでも実態上の行為として、現場における指導等を行っていただくものです。
40	要求水準書	20	第3章、1.(4)残さの搬出	破碎施設より発生する残さの搬出場所をご教示願います。	現状では最終処分場です。

第2次審査募集要項等に関する質問回答

NO	資料名	頁	項目	質問・意見等	回答
41	要求水準書	23	3 焼却施設に係る運転管理業務(4)資源物	「売却金は、江別市に納入する。」とありますが、売却収入はSPCの収入としていただけないでしょうか。事業運営のインセンティブが働きにくくなります。収入として認めていただける場合は、江別市から事業者の購入価格をご提示いたします。	法令上、売却収入を事業者の直接収入とすることはできません。 インセンティブ確保に向けては、他の方法によれないか等を検討中です。
42	要求水準書	23	3 焼却施設に係る運転管理業務(4)資源物	「事業者は、…溶融スラグ及びミックスメタルについて、事業者が責任をもって再資源化し有効利用すること」とあり、一方「売却金は、江別市に納入する。」とあります。このことから拝察するに、事業者が、売却益がないにもかかわらず「有効利用する」責務を負っているという解釈でよろしいでしょうか。ご教示願います。	前問の回答のとおり、法令上の制限から直接収入とすることはできません。 また売却益の有無と資源化する方法を事業者として確保することは直接的に関係しないのではないのでしょうか？ 資源化する方法及び費用を事業提案に含めるべきと考えます。
43	要求水準書	23	3 焼却施設に係る運転管理業務(4)資源物	「…溶融スラグ及びミックスメタルについて、事業者が責任を持って再資源化し有効利用すること。」とありますが、溶融スラグを最終処分場の覆土材として使用することは可能でしょうか。ご教示願います。	覆土材としての使用は行っていません。
44	要求水準書	23	3 焼却施設に係る運転管理業務(4)資源物	「…溶融スラグ及びミックスメタルについて、事業者が責任を持って再資源化し有効利用すること。」とありますが、焼却施設のミックスメタルと破砕施設の資源物とを一体的に取り扱うことにより、事業者が責任を持って再資源化を行うことは可能でしょうか。ご教示願います。	具体的な方法が想定されるのであれば、そのように提案されることに制限はありませんが、前述のとおり資源物等の売却収入を直接事業者の収入とすることはできません。
45	要求水準書	23	3 焼却施設に係る運転管理業務(4)資源物	溶融スラグの有効利用について、貴市発注工事におけるスラグ利用規定・指針等がございましたらご教示願います。	現在のところありません。
46	要求水準書	23	3 焼却施設に係る運転管理業務(6)他施設へのエネルギー供給	「…電力、及び…温水を八幡穀物乾燥センターへ無償で供給すること。」とありますが、電力及び温水使用量の積算見積のために乾燥センターの稼働日時の実績をご教示頂きたいをお願いします。また、電力、温水のピーク時供給量、平均供給量も併せてご教示願います。	乾燥施設の年間稼働日数は26日程度です。詳細は別紙6をご参照ください。
47	要求水準書	23	3 焼却施設に係る運転管理業務(6)他施設へのエネルギー供給	焼却施設からの新最終処分場と八幡穀物乾燥センターへのエネルギー供給(電気・温水)の優先順位をご教示願います。また必要熱量・供給距離も参考までにご教示願います。	別紙6をご参照ください。

第2次審査募集要項等に関する質問回答

NO	資料名	頁	項目	質問・意見等	回答
48	要求水準書	23	3 焼却施設に係る運転管理業務(6)他施設へのエネルギー供給	焼却施設が定期点検修理等で全炉停止し、エネルギー供給が出来ない場合の、新最終処分場及び八幡穀物乾燥センターにおけるエネルギー確保の方法について、参考までにご教示願います。	電力事業者(北海道電力)からの買電により対応することとなります。
49	要求水準書	23	3 焼却施設に係る運転管理業務(6)他施設へのエネルギー供給	「受電及び発電した電力を…供給すること」とありますが、不可抗力や停電(北海道電力)など、事業者側の責ではない事象により供給できなかった場合の電力料金は江別市殿のご負担と考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	問14の回答を参照願います。
50	要求水準書	23	3 焼却施設に係る運転管理業務(6)他施設へのエネルギー供給	「…無償供給すること」とありますが、不可抗力や停電(北海道電力)など、事業者側の責ではない事象により電力や温水を供給できなかった場合における八幡穀物乾燥センターの操業停止や損害は免責されるものと考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	問14の回答を参照願います。
51	要求水準書	23	第3運転管理業務3焼却施設に係る運転管理業務(4)資源物	「売却金は江別市に納入する」とありますが、事業者は收受業務は行わず直接売却先から市へ入金するものとして頂きますようお願いいたします。	金銭の具体的收受方法については、優先交渉権者との協議により決定いたします。ただし、事業者としてそのように希望しなければ、事業の遂行に困難性が高いと判断するならば具体的提案としていただくことは結構ですが、提案金額に大きな影響が生じるような事項とは考えておりません。
52	要求水準書	23	第3章、3.(4)資源物	溶融スラグはJISに適合するものが生成されるものと考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	スラグ1Kgあたりの鉛含有量についての現状は450mg以下であり、事業者には現状値を超えないような日常管理に努めるべき一定の義務があるものと考えています。
53	要求水準書	24	4 破碎施設に係る運転管理業務(2)運転条件	「施設の運転時間は、原則として、午前9時から午後5時までの間とする。」とありますが、関係法令及び施設の公害防止条件等を遵守することを条件に、午後5時以降及び午前9時以前にも運転してよろしいでしょうか。ご教示願います。	お見込の前提で、可能です。
54	要求水準書	24	4 破碎施設に係る運転管理業務(2)運転条件	「表3.4.2 処理内訳 焼却対象5656.07t/年」とありますが、事業者の判断でこれに相当するごみを焼却施設のごみピットに直接搬入してもよろしいでしょうか。ご教示願います。	そのような必要が生じる場合は江別市との協議が必要です。
55	要求水準書	25	4 破碎施設に係る運転管理業務(3)資源物の保管	「…、売却金は江別市に納入する。」とありますが、この場合、事業者側のインセンティブが働かなくなることから、「売却金は事業者の収入」にしたいいただきますよう再考願います。	問41、42の回答を参照願います。

第2次審査募集要項等に関する質問回答

NO	資料名	頁	項目	質問・意見等	回答
56	要求水準書	25	5 新・旧最終処分場運転管理共通事項 (1) イ	「・・・別途江別市の指示・・・」の別途とは、どのような指示をお考えでしょうか。ご教示願います。	焼却施設が長時間停止を余儀なくされた場合の対応等です。
57	要求水準書	25	5 新・旧最終処分場運転管理共通事項 (7) ア (ア)	()内の埋立廃棄物受入基準についてご教示願います。	「江別市廃棄物の処理及び資源化・再利用の促進に関する条例」及び閲覧資料の「処分場設置申請書」を参照してください。
58	要求水準書	25	5 新・旧最終処分場運転管理共通事項 (4)その他の基本条件 エ	貴市が想定されている「従事者等の健康被害」の具体例を参考までにご教示願います。	薬品の取り扱い誤り等に起因するもの、機器内のガス及び粉塵の吸引に起因するもの等です。
59	要求水準書	25	5 新・旧最終処分場運転管理共通事項 (5)浸出水処理施設の運転管理 ウ	的確な運転管理を行うにあたり、春・夏・秋・冬それぞれの「気象条件」において、特に留意すべき事項がありましたらご教示願います。	降雨・降雪による処理水量の増減に伴う薬品使用量の調整には留意が必要と考えています。
61	要求水準書	26	5 新・旧最終処分場運転管理共通事項 (10) 廃止基準への適合	事業期間中(平成19年10月1日～平成34年3月31日)に、廃止基準への適合がなされた場合、その時点で旧・最終処分場の運転管理・維持管理は終了するため、この場合、入札時に提示した業務委託料の総額が変更となりますが、この場合、「契約金額の変更手続」を行うのでしょうか。それとも「契約金額の変更手続」は行わず、事業者に支払う年次業務委託料で調整されるのでしょうか。ご教示願います。また、貴市にて想定されている北海道からの廃止基準の適合時期についても併せてご教示願います。	施設廃止時の委託料の取り扱いについては、事業者との協議によります。また、この件については事業契約締結交渉時に項目として盛り込むことも考えられます。いずれにせよ、廃止適合時期を能動的に決定できるものではないため、当初契約時点ですべてを決定できないことをご理解ください。 なお適合条件に達するのは少なくとも今後10年程度かかるものと予想しています。
62	要求水準書	26	第3運転管理業務 5 新・旧最終処分場運転管理共通事項 (7) 運転管理計画、マニュアルの作成	「ウ(ウ) 変更が生じる場合」とありますが、事業者の責によらず想定外の変更によって発生する費用は契約金額の変更対象になるものと考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	問38の回答を参照願います。

第2次審査募集要項等に関する質問回答

NO	資料名	頁	項目	質問・意見等	回答
63	要求水準書	27	6 新最終処分場に係る運転管理業務 (2)搬入管理	貴市にて過去に経験された「不適物」の具体例を参考までにご教示願います。	最終処分場への搬入にかかるものでは、現在までのところありません。
64	要求水準書	27	6 新最終処分場に係る運転管理業務 ア埋立処分量表 3.6.1	2.覆土量(セラミックガラ)とありますが、この中には溶融スラグも含まれておりますでしょうか。ご教示願います。	含まれておりません。
65	要求水準書	27	6 新最終処分場に係る運転管理業務 ア埋立処分量表 3.6.1	「*注 破碎不適物を含む」となっておりますので、破碎不適物、焼却不適物のほとんどはこの最終処分場で処分できるものと解釈してよろしいでしょうか。また、「それ以外の不適物の処理については江別市殿と協議」となっておりますが、処理費用は江別市殿のご負担と考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	破碎不適物・焼却不適物と処分場への搬入不適物とはそもそも定義が違うということをご理解いただけたと思います。最終処分場への搬入不適物管理は、現在の処理フローからいって当然に事業者が主体的に管理することとなるものであり、最終処分場に係る搬入不適物が発生することについて、江別市がリスクを負う事態は原則考えられません。
66	要求水準書	27	第3運転管理業務6新処分場に係る運転管理業務(2)搬入管理	「適切に除去し、その処理について江別市と協議すること」とありますが、費用負担は江別市殿と考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	問 65(前問)の回答を参照願います。
67	要求水準書	28	6 新最終処分場に係る運転管理業務 (3)廃棄物の埋立管理及び覆土作業力	貴市で実施中の残余容量の測定方法の具体例を参考までにご教示願います。	環境省より示されております、「最終処分場残余容量算定マニュアル」 環廃対発第 050331001 号 環廃産発第 050331003 号(平成 17 年 3 月 31 日)によります。
68	要求水準書	28	6 新最終処分場に係る運転管理業務 (6)その他 ア	「運営期間中に埋立が完了した場合、埋立対象物の搬入先は江別市が指示する。」とあり、この場合、入札時に提示した業務委託料の総額が変更となる場合、「契約金額の変更手続」を行うのでしょうか。それとも「契約金額の変更手続」は行わず、事業者に支払う年次業務委託料で調整されるのでしょうか。ご教示願います。	現在のところ、新たな搬入先は関連施設敷地内に新設する新たな最終処分場となる可能性が高いため、搬入先変更に伴う費用差額の発生は生じないものと考えておりますが、新たに新設する施設の管理を事業者に追加的に委託するような事態になった場合は、別途契約を締結する等の対応が必要となると考えております。
69	要求水準	28	第3運転管理業務6新処分場に係る運転管理業務(6)その他	「搬入先は江別市が指示する」とありますが、予定先はどこかご教示願います。	問 68(前問)の回答を参照願います。

NO	資料名	頁	項目	質問・意見等	回答
70	要求水準書	29	第3.7.旧最終処分場に係る運転管理業務(2)最終覆土	前項6.(5)ウの新最終処分場では、「最終覆土後に転圧締固めして、表面を植生し緑化すること。」になっていますが、旧最終処分場には「最終覆土は江別市において施工済み」としか記載されておりません。新最終処分場と同じように、転圧締固め、表面植生、緑化は事業者が行うものと考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	貴見のとおりです。
71	要求水準書	30	8 計量棟に係る運転管理業務(5)受付	「計量棟における受付時間は、午前9時00分から午後5時00分までとする。」となっておりますので、2度計量の一般車のごみ搬入は出口計量を5時までとするため午後4時45分の受付になるものと解釈してよろしいでしょうか。ご教示願います。	1回目の受付時間を17:00までとしていますので、そのように対応願います。2度目の計量は17時を過ぎても対応することとなります。
72	要求水準書	30	第3運転管理業務8.(4)ごみ処理手数料の徴収	平成17年度における直接ごみ(個人持込)を搬入した実績件数をご教示願います。	可燃 998 件、不燃 1,160 件、埋立 87 件の合計 2,245 件です。
73	要求水準書	31	1 維持管理共通事項(4)施設の機能維持	「設備を改造した場合、第三者機関により確認された性能を維持するものとする。」とありますが、第三者機関の具体例をご教示願います。また、第三者機関にはプラント設備施工者も該当しますでしょうか。ご教示願います。	客観的に性能確認を行える機関であれば、公的機関・私的企業を問いません。直接施工に携わった事業者は第三者とはなりませんのでご留意ください。なお性能検査に係る費用は当然に事業者負担です。
74	要求水準書	31	1 維持管理共通事項(5)改良保全	「(改良保全に関する計画の)提案が行われた場合、江別市と事業者は協議すること。」とありますが、協議の結果によっては、江別市にて費用のご負担を頂く場合もあると解釈してよろしいでしょうか。ご教示願います。	事業者から能動的に提案する場合は、事業者が費用負担することになります。もし、このような場合において、江別市側の費用負担の可能性を無制限に容認すれば、管理費用の期間平準化と管理リスクの事業者転移というこの事業のもつそもその目的が失われるものと考えています。
75	要求水準書	31	第4維持管理業務1維持管理共通事項(3)	「事業終了時に江別市と協議する」とありますが、新たに購入したものについての協議対象は「帰属と費用」とであると解釈してよろしいでしょうか。ご教示願います。	資産の帰属は協議対象ですが、一部の動産を除き、事業者へ無条件に所有権が移転するようなケースは想定していません。設備等の改修・更新によって新增設を行った部分は、委託料を原資として設備されたものですから、原則所有権は江別市に帰属します。事業の実施に必要で持ち込んだ動産(車両・家具など)は事業者が引き取ることとなります。こういった一連の事業終了時処理に伴い、新たに江別市側が費用負担を行うことは想定していません。
76	要求水準書	32	第4維持管理業務1維持管理共通事項(11)補修の実施	「臨機の措置をとり」とありますが、それに要した費用は精算対象になりますでしょうか。ご教示願います。	この場合は例外的に江別市側が費用負担を行います。
77	要求水準書	34	表4.2.1 法定点検項目(参考)	「1. 一般廃棄物処理施設 精密機能検査 3年に1回以上」とありますが、過去の検査記録をご開示頂きますようお願いいたします。	現在のところ実施した実績はありません。

第2次審査募集要項等に関する質問回答

NO	資料名	頁	項目	質問・意見等	回答
78	要求水準書	34	表 4.2.1 法定点検項目(参考)	「3. 発電用ボイラ ボイラ定期検査は、1年を経過した日の前後1月をこえない時期」とありますが、定期事業者検査の時期は、平成12年度の電事法改正後の「運転が開始された日又は定期事業者検査が終了した日以降2年を越えない時期」と解釈してよろしいでしょうか。ご教示願います。	貴見のとおりです。
79	要求水準書	34	表 4.2.1 法定点検項目(参考)	「3. 発電用ボイラ タービン定期検査は、2年を経過した日の前後1月をこえない時期」とありますが、定期事業者検査の時期は、平成12年度の電事法改正後の「運転が開始された日又は定期事業者検査が終了した日以降4年を越えない時期」と解釈してよろしいでしょうか。ご教示願います。	貴見のとおりです。
80	要求水準書	34	表 4.2.1 法定点検項目(参考)	「3. タービン タービン定期検査は、2年を経過した日の前後1月をこえない時期」とありますが、定期事業者検査の時期は、平成12年度の電事法改正後の「運転が開始された日又は定期事業者検査が終了した日以降4年を越えない時期」と解釈してよろしいでしょうか。ご教示願います。	貴見のとおりです。
81	要求水準書	43	4 旧最終処分場の環境管理計画(3) 発生ガスについて	発生ガスについて過去の測定データをご教示願います。	別紙7を参照願います。
82	要求水準書	45	第7その他関連業務3除雪	本件施設内における除雪実績をご教示願います。	別紙8を参照願います。
83	様式集(Word形式) 運転管理業務提案書		第13号様式-1	「変動費の単価は、総搬入量を基に本事業の変動費全ての合計値より算出すること」と定めていますが、焼却施設、破碎施設、新最終処分場に区分して頂けないでしょうか。 (理由)各施設ごとの変動費単価は大きく異なるため、変動費単価を詳細に区分することで、より正確な委託費となることによります。	そのようにする考えはございません。
84	様式集(Excel形式)	9	第13号様式-2	「物価変更…原則として事業提案は、物価変動値の予測を見込んだ提案…(当然事業提案に何%までの物価変動を考えているか示されるはずです)」とあります。第13号様式 2 固定費 i に「物価変動分」を明示し金額を記載することでよろしいでしょうか。また、例えば5年後と10年後も変動%が変化しても問題ありませんでしょうか。ご教示願います。	結構です。 物価変動予想は結果として、事業者の算定根拠に過ぎず、最終提案価格の算定根拠が具体的かつ論理的であればどのように算定するかは、様式に合致する範囲内で、事業者の創意工夫で行ってください。

第2次審査募集要項等に関する質問回答

NO	資料名	頁	項目	質問・意見等	回答
85	第2次審査募集要項等の公表	1	3 第2次審査書類(提案書類)の受付 提案書類作成要領	提案書の文字フォントについてご指定がございましたらご教示願います。	ありませんが、見やすいことに留意し作成願います。
86	第2次審査募集要項等の公表	1	3 第2次審査書類(提案書類)の受付 提案書類作成要領	「日本工業規格「A4版」縦置き横書き左綴じとする。」とありますが、綴じ方にご指定等あればご教示願います。	問85(前問)の回答を参照願います。
87	第2次審査募集要項等の公表	1	3 第2次審査書類(提案書類)の受付 提出書類	「電子データとして CD-ROM」とありますが、データはPDF形式でよろしいでしょうか。ご教示願います。	ファイル形式の指定はしていませんが、改ざん防止等からご提案の形式が適当と考えます。
88	第2次審査募集要項	1	3 第2次審査書類(提案書類)の受付 提案書類作成要領	「提案書には、会社名やロゴマークは一切使用しないこと」とありますが、代表企業や構成企業ではなく、協力企業にも該当しますでしょうか。ご教示願います。	貴見のとおりです。
89	第2次審査募集要項	1	3 第2次審査書類(提案書類)の受付 提案書類作成要領	「提案書には、会社名やロゴマークは一切使用しないこと」とありますが、実績施設名や自治体名も特定されないよう「A 施設」「B 市」といった表記にする必要がございますでしょうか。ご教示願います。	貴見のとおりです。ただし、施設規模や自治体の規模がわかるようにしてください。
90	【確定版】様式集 Excel 形式(2次審査用)	2	内訳ア.共通	貴市から貸与を受ける車両の整備費は固定費 に計上することよろしいでしょうか。ご教示願います。	車両に係る保険料等は貴見のとおりですが、整備費は「カ.その他建築物・関連設備等」の「固定費」に計上してください。
91	【確定版】様式集 Excel 形式(2次審査用)	2	内訳ア.共通 例 事務費	「一般役務」とは何か、具体的にご教示願います。	江別市の歳出予算細節区分名称に過ぎません。電話料、検査料等サービス(役務)のみの提供に対する支払いを言います。
92	【確定版】様式集 Excel 形式(2次審査用)	2	内訳ア.共通 例 事務費	「一般使用料」とは何か、具体的にご教示願います。	江別市の歳出予算細節区分名称に過ぎません。使用料・賃借料として、コピー機のリース料等のことです。

第2次審査募集要項等に関する質問回答

NO	資料名	頁	項目	質問・意見等	回答
93	【確定版】様式集 Excel 形式(2次審査用)	2	内訳ア.共通例 人件費	固定費 には、人件費を記載することとなっておりますが、SPC 要員の人件費のほか、焼却施設等運転員の人件費も固定費 に計上することによろしいでしょうか。ご教示願います。	かまいません。 なお、人件費の部門別内訳まで様式内で求めてはおりません。 ただし、ヒアリング等で内訳を説明できるように準備をすることは必要と思います。
94	【確定版】様式集 Excel 形式(2次審査用)	2	内訳ア.共通例 負担金	「一般負担金」について、具体的な金額をご教示願います。	各種受講料であり、受講の必要がなければ、発生しないものです。 18年度予算額で231千円です。
95	【確定版】様式集 Excel 形式(2次審査用)	2	内訳ア.共通例 負担金	「国道他市町村負担金」について、具体的な金額をご教示願います。	簡易無線局電波使用料で、18年度予算額で8千円です。 受託後は、実際の使用者となる事業者が負担することとなるものと考えております。
96	【確定版】様式集 Excel 形式(2次審査用)	2	内訳ア.共通例 負担金	弊社では該当するものが無いと考えておりますが、公課金とは、どのような事例を対象とされていますでしょうか。ご教示願います。	現在予算化している公課金は下記のとおりです。 公害健康被害の補償等に関する法律(昭和四十八年十月五日号外法律第百一十一号)第五十五条で、「ばい煙発生施設等設置者は、各年度ごとに、汚染負荷量賦課金を、環境省令で定める事項を記載した申告書に添えて、その年度の初日から四十五日以内に機構に納付しなければならない。」と規定されており、設置者である江別市が国に対し納付義務を負うものです。 従って、事業者に納付義務はありません。
97	【確定版】様式集 Excel 形式(2次審査用)	3	内訳イ.焼却施設例 建築設備保守	「エレベータ保守」は要求水準書3頁の「1計画概要(5)対象施設のその他関連設備等」に該当するものと解釈してよろしいでしょうか。ご教示願います。	貴見のとおりです。
98	【確定版】様式集 Excel 形式(2次審査用)	3	内訳イ.焼却施設例 清掃その他	「施設環境整備」とは具体的に何か、ご教示願います。	敷地内の雑草管理、植栽、清掃、樹木の冬囲い等です。